

○「医療法人制度について」（平成19年3月30日医政発第0330049号厚生労働省医政局長通知）（抄）

（下線の部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>第一 改正の内容</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 残余財産の帰属すべき者について</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>(6) なお、規則第35条第2項の規定により、合併前の医療法人のいずれもが経過措置型医療法人である場合には、<u>合併後存続する医療法人について経過措置型医療法人とすることができること。</u></p> <p>4～8 （略）</p> <p>第2～第4 （略）</p> <p>別添1～14 （略）</p> | <p>第一 改正の内容</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 残余財産の帰属すべき者について</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>(6) なお、規則第35条第2項の規定により、合併前の医療法人のいずれもが経過措置型医療法人である場合には、<u>合併後においても経過措置型医療法人とすることができること。</u></p> <p>4～8 （略）</p> <p>第2～第4 （略）</p> <p>別添1～14 （略）</p> |